

深谷市コミュニティバス「くるりん」運行事業

(令和 2年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日)

**運行事業者選定
実施要領**

平成 3 1 年 4 月

深谷市地域公共交通会議

1. 趣 旨

この要領は、「深谷市コミュニティバス「くるリン」再編計画」に基づいて、深谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者（以下、「運行事業者」という。）を選定するものである。

2. 事業概要

事業主体：深谷市地域公共交通会議

運行主体：本事業者選定により選定され、交通会議と協定の締結を行う**運行事業者**（以下「**決定事業者**」という。）

契約方法：交通会議と決定事業者とで、交通会議が補助する補助金の協定の締結を行う。

運行期間：令和 2年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日まで（5年間）

運 行 日：毎日（ただし、年末年始12／29～1／3の6日間は運休）

運行時間：7時台 ～ 19時台 を基本とする

運行場所：深谷市全域

3. 選定事業

深谷市コミュニティバス「くるリン」（定時定路線型）運行事業

※詳細は「深谷市コミュニティバス「くるリン」（定時定路線）運行业務仕様書」参照。

4. 補助上限額

金 63,000,000円 / 年額

5. 参加資格

以下のいずれかの条件を満たす事業者とする。

- ・ 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて現在事業を行っている者
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業または一般貸切旅客自動車運送事業を現在行っており、本事業開始日前までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける見込みのある者

◆その他必要な条件

- ① 道路運送法第7条に定める欠格事由に該当する者、または同法第40条に定める許可の取消し等の処分を受けていない者であること。
- ② 本公示から運行事業者決定までの間に、道路運送法第40条に基づく許可の取消し処分を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 本公示から運行事業者決定までの間に、深谷市において指名停止または指名除外の措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 最近1年間に納期の到来した法人税、法人事業税、消費税および地方消費税の滞納がないこと。

6. 選定の方法

- ・ 提出された書類を基に、**経済性（運行経費見積額）**だけでなく**サービス性、安全性・緊急対応や地域性**の観点からも併せて評価する。
- ・ 本審査に先立ち、書類審査を実施する。書類審査では書類の不備や参加資格だけでなく、財務諸表なども参考にして運行事業者としての適正を審査

する。

- ・本審査は**2次審査制**とし、1次審査では、経済性で二段階選抜を行うが、1次審査合格者が2者以下の場合は、不合格者となった提案者の中から最も得点が高い提案者を繰り上げ合格者とし、3者以上を原則とする。
- ・1次審査合格者は、2次審査で**プレゼンテーション**を行う。
- ・評価は点数化し、総合評価点が最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉権者として選定し、協定締結に向けた協議を行うものとする。
- ・最も高い総合評価点が同点で2つ以上あるときは、価格が低い提案を行った者を優先交渉権者として選定するが、この場合において、価格が同額であるときは、安全性・緊急対応の得点が高い者を優先交渉権者とする。
- ・審査および選定の過程は非公開とし、審査および選定結果に関する質疑には応じられない。

7. 選定の評価基準

選定にあたっての評価項目、評価の視点、配点は次のとおり。

評価項目	評価の視点	配点
1. 経済性（見積額）	— — —	50
2. サービス性	○利用者に喜ばれる提供サービスについて	15
3. 安全性・緊急対応	○リスクマネジメントについて	20
4. 地域性	○本市にとってのメリットについて	15

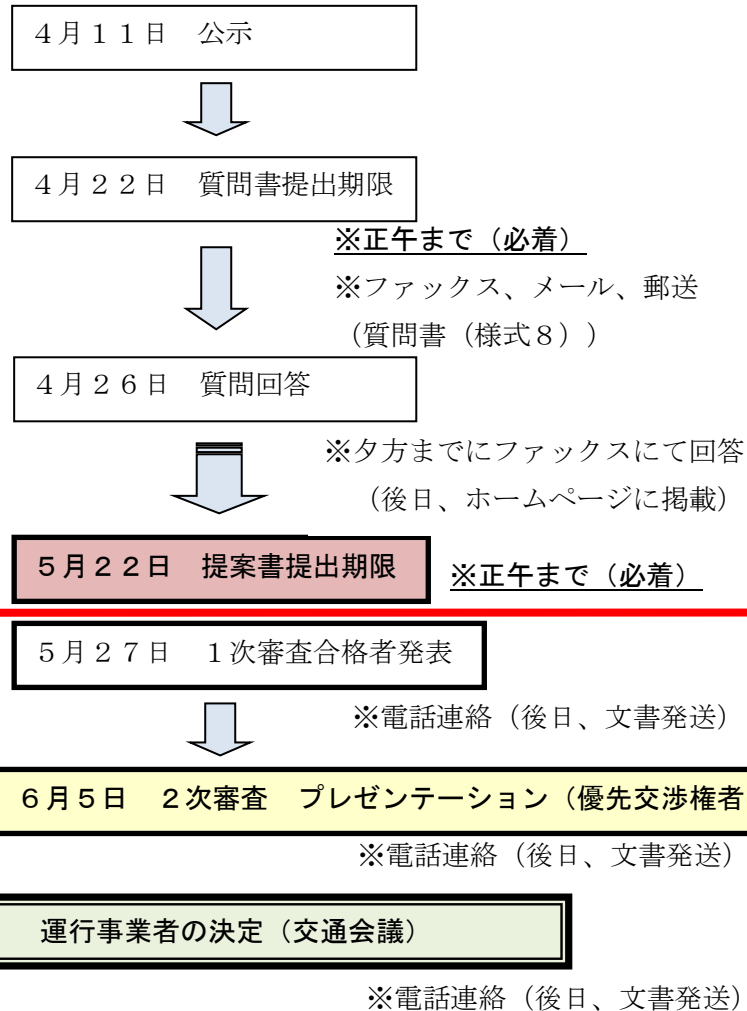
8. 関係書類

- (1) 深谷市コミュニティバス「くるリン」運行事業者選定参加申請書
(様式1)
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 運行経費見積書（様式3）
- (4) サービス企画書（様式4）
- (5) 安全および緊急対応計画書（様式5）
- (6) 雇用計画書（様式6）
- (7) 地域に関する提案書（様式7）
- (8) 質問書（様式8）
- (9) 辞退届（様式9）

※ 関係書類の様式データについては、市のホームページからダウンロードすること。

※ 様式1～7までは、必ず提出すること。

9. 概略スケジュール



提案書提出総数 3社
うち、市内 1社
市外 2社
現在、第一次審査中です。

10. 事業選定に関する質疑応答

質問方法：ファックスまたはEメールにより質問書(様式8)を送信または郵送すること。

(※送信後、電話で交通会議事務局(都市計画課 交通政策係)まで受信確認すること。)

回答方法：ファックスにより、すべての質問及び回答を説明会参加者に送信するとともに後日、市のホームページに掲載する。

質問期限：平成31年4月22日(月) 正午まで(必着)

回答期日：平成31年4月26日(金) 午後5時まで

1 1. 提案書（関係書類）の提出

日 時：令和 元年 5月22日（水） 正午まで（必着）

提出方法：持参または郵送

（※ただし、郵送の場合は、配達証明とすること）

提出書類：○深谷市コミュニティバス「くるリン」運行事業者選定参加申請書

（様式1） 1部

○会社概要（様式2） //

○運行経費見積書（様式3） //

○サービス企画書（様式4） //

○安全および緊急対応計画書（様式5） //

○雇用計画書（様式6） //

○地域に関する提案書（様式7） //

○その他資料 //

・直近の決算の報告書、財務諸表など経営状況が分かる書類の写し（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算等）

※直近とは原則平成30年の決算とするが、3月決算の事業者は、前年の決算でも構わない。

・一般乗合旅客自動車運送事業の許可書または一般乗用旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し

○深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿又は深谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は以下の資料も添付すること。

・定款

・登記事項証明書（全部事項）

・法人税・消費税等の納税証明書

※様式3～8までの内容部分については、特定の事業者が推測される記述については極力控えること。

※本提案の内容については協定書等に記載し、契約事項と同等に扱うものとする。

提出場所：深谷市地域公共交通会議 事務局

（深谷市都市整備部都市計画課内）

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11-1

FAX：048-571-1092

Eメールアドレス：toshi@city.fukaya.saitama.jp

1 2. 書類審査

本審査に先立ち、書類審査を行う。書類審査では書類の不備（軽微な不備は例外あり）や参加資格について審査する。

また、財務諸表等で運行事業者としての適性に著しく問題があると判断できる場合は、失格となる場合がある。

1 3. 本審査

(1) 一次審査

審査日時：令和 元年 5月27日（月）

審査方法：書類審査

審査項目：経済性（見積額）

結果発表：合格者 令和 元年 5月27日（月）電話連絡
（後日文書発送）

不合格者 令和 元年 5月28日（火）文書発送予定

(2) 二次審査（優先交渉権者の決定）

審査日時：令和 元年 6月5日（水）

審査会場：深谷市教育研究所 3F 大会議室

審査方法：プレゼンテーション（説明は、紙またはプロジェクター）

予定実施時間 準備時間 5分

説明時間 15分

質疑 5分

計 約25分

※プロジェクター、スクリーンは、交通会議で用意する。

※パソコン等その他必要なものは、提案者で用意すること。ただし、プロジェクターが使用できない場合も想定し対応すること。

審査項目：経済性、サービス性、利便性向上、安全性・緊急対応、地域性

説明者：2名以内

その他：審査では社名および団体名は伏せて審査するため、発表の際は十分注意すること。

詳細な時間等は、一次合格者に個別に通知する。

1 4. 運行事業者の決定

運行事業者となった事業者については、電話で連絡する。すべての提案者に辞退・棄権をした提案者を除き、選定結果の文書を郵送する。

15. 提出された関係書類の取扱い

- ・提出された関係書類は返却しない。
- ・提出期限以降における書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。ただし、交通会議が認める場合は、この限りでない。
- ・提出された関係書類については原則非公開とするが、選定の公平性、透明性及び客観性を期するため、公表する場合がある。

16. その他

- ・深谷市コミュニティバス「くるリン」運行事業者選定参加申請書（様式1）を提出した後に辞退することができる。ただし、その場合には、交通会議会長あてに代表者職氏名にて辞退届（様式9）を提出すること。なお、辞退したことによる今後の市および交通会議との契約等について不利な取扱いをすることはしない。
- ・本選定への参加に係る費用は、事業者の負担とする。
- ・提出書類に不備や虚偽があった場合または指示事項に違反した場合は、失格となる場合があるので注意すること。
- ・審査の公平性を害する行為があった場合は、失格とする。
- ・選定委員等の当該選定関係者に対して、当該選定に関わる不正な接触の事実が認められた場合は、失格とする。
- ・社会通念上、補助金交付対象者として相応しくないと考えられる事態が生じた場合および運行する事業者としてふさわしくないことが明らか場合は、失格となる場合があるので注意すること。

17. 協定の締結等

交通会議は決定事業者に対し、運行経費に掛かる一部を補助金にて補助する協定を締結する。協定には、提案書、プレゼンテーション説明内容および質疑応答の内容を加えた仕様書を添付する。協定期間は、「2. 事業概要」の運行期間とする。

なお、補助金の算定および支払方法等の詳細については、運行仕様書を参照のこと。

《連絡先》

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11-1

深谷市地域公共交通会議 事務局

(深谷市 都市整備部 都市計画課 交通政策係内)

担 当：新井・高橋

TEL：048-574-6654 (直通)

FAX：048-571-1092

Eメールアドレス：toshi@city.fukaya.saitama.jp